

諮問日：令和3年7月5日（令和3年度（情）諮問第4号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（情）答申第22号）

件名：札幌高等裁判所における特定の事件に係る返還書に記載されている文書の  
不開示判断（不存在）等に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定年月日札幌高等裁判所特定の部の特定の裁判所書記官が特定の事件における返還書に記している「使用済みの郵便切手である旨郵便局からの回答書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が令和3年4月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 (1) 「使用済みの郵便切手である旨郵便局から回答を受けました」との返還書が存在するのに裁判所の職務としての記録が存在しないのは、不合理である。
- (2) 札幌高等裁判所総務課に調査依頼をお願いしたが、調査されなかった。札幌高等裁判所内の不適切な行為が、行われたのは明らかであり、社会正義に反するものであり、障がい者に対する不当な差別的取扱いである。
- 2 (1) 本案件の申出を行った時の証拠品使用済みとする返還された郵便切手（現品）と返還書写しを御審査会において、確認（郵便局に検査依頼）したのかお答え下さい。

- (2) 上記証拠品は、札幌高等裁判所各担当者に返送されたのですか。返送されたのであれば、札幌高等裁判所会計課経理係に国庫立替の訂正が行われたのか、確認して下さい。
- (3) 札幌高等裁判所総務課に調査依頼をお願いしたが、調査されなかったとする事実の確認は、委員会で確認したのでしょうか。
- (4) 事務総長が主張されている「内容が軽微かつ簡易な司法行政文書」として、処理上必要な期間が満了したとする特定月末日を廃棄済みとするのは、不合理であり、特定年月日付けで苦情申出人に発せられた事務連絡との整合性がない。
- (5) 客観的な証拠なしに「廃棄済みである。」とするのは間違いであり、「作成又は取得していない。」とするのが、正しい判断であると推認できる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 (1) 開示申出の内容の「使用済みの郵便切手である旨郵便局からの回答書」とは、「郵便局からの回答内容が分かる文書」と整理した。
- (2) 苦情申出人は、①「使用済みの郵便切手である旨郵便局から回答を受けました」との記載がある返還書が存在するのに、裁判所の職務としての記録が存在しないのは不合理である、②原判断庁の総務課に前記①についての調査を依頼したが、調査されなかったのは社会正義に反し、障がい者に対する不当な差別的取扱いである旨主張する。
- 2 文書が存在しないことについて（苦情申出の内容①）
  - (1) 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は見つからなかったため、同文書を作成又は取得していないものとして原判断を行った。
  - (2) 原判断庁が本件苦情申出を受けて改めて調査を行ったところ、特定の事件（以下「本件事件」という。）において使用済みの可能性があると思われた郵便切手（以下「本件郵便切手」という。）について郵便局に確認を求めた

際に郵便局から口頭で回答された内容を記載した文書（以下「本件文書」という。）が作成されていたことが判明した。

(3) 本件文書は、民事部において作成され、事務局にも供覧された司法行政文書であったが、本件文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であり事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する短期保有文書（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)）として、本件事件において本件郵便切手の処理が終了した後である特定年月上旬から中旬頃に廃棄されたことから、本件開示申出の時点（特定年月日）において廃棄済みである。

(4) 以上の経過を踏まえると、本件開示申出について「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし「作成又は取得していない。」ではなく「廃棄済みである。」とするのが相当である。

3 開示申出書記載の趣旨の調査がされなかったことについて（苦情申出の内容②）

(1) 苦情申出人の前記②の主張は、原判断に対する苦情には当たらない。

(2) なお、この点について付言するならば、本件開示申出書には特定年月日付け返還書（裏面に特定年月日付け特定の郵便局宛て調査依頼書が印刷されたもの。）が添付されていたものの、これらの書面をもって総務課に対する調査依頼と解することはできず、依頼したとされる調査の趣旨も不明であることから、開示申出により何らかの調査を依頼したと解することはできない。

(3) また、苦情申出人は、原判断庁内における不適切な行為が障がい者に対する不当な差別的取扱いである旨主張するが、原判断庁が行った本件開示申出に対する対応は、開示申出書の内容に基づき対象文書の探索等を行い通知を發出するという、文書開示手続の一般的な手順に則ったものであり、不当であるとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年10月22日 審議
- ⑤ 同年11月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「使用済みの郵便切手である旨郵便局からの回答書」とは、「郵便局からの回答内容が分かる文書」と整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 原判断庁は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示としたが、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁が本件苦情申出を受けて改めて調査を行ったところ、本件事件において本件郵便切手について郵便局に確認を求めた際に本件文書が作成され、同文書は事務局にも供覧されたが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であったことから、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する短期保有文書として、本件郵便切手の処理が終了した後に廃棄され、本件開示申出の時点において廃棄済みであったことが判明したとのことであり、この説明は当委員会庶務を通じて確認した結果にも符合する。上記経緯を踏まえれば、本件開示申出文書に該当する文書は、作成された後に短期保有文書として開示申出の前に廃棄されたものとするのが相当である。
- 3 苦情申出人は、「廃棄済みである。」とするのは間違いであり、「作成又は取得していない。」とするのが、正しい判断であると推認できる旨主張するが、上記の認定を覆す特段の主張立証はなく、当該主張は採用することができない。

苦情申出人のその他の主張については、いずれも原判断の当否に関するもの

ではなく，上記2の判断を左右するものではない。

- 4 以上のとおりであるから，本件開示申出文書を作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，札幌高等裁判所において，本件開示申出文書を廃棄したと認められるので，結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子